

## 品川区高齢者等車いす貸与事業実施要綱

制定 昭和 50 年 5 月 1 日

改正 昭和 60 年 4 月 1 日 要綱第 173 号

改正 平成 7 年 4 月 28 日 要綱第 35 号

改正 平成 29 年 12 月 28 日 要綱第 151 号

### (目的)

第1条 この要綱は、歩行が困難な高齢者等に対し、車いすを貸与することによってその福祉の向上を図ることを目的とする。

### (貸与の対象者)

第2条 この事業の対象者は、区内に住所を有するおおむね 65 歳以上の者であって、次の各号の要件に該当する者とする。

ただし、区長が特に必要と認めたものについてはこの限りではない。

- (1) 在宅で疾病傷痕その他身体上の障害があるために、屋内外において自力で歩行することが困難であること。
- (2) 車いすを使用するために必要な介護人および、付添い人が得られること。
- (3) 要介護認定を受けていない、または要介護 1 以下であること。

### (経費の負担)

第3条 車いすの使用料は無料とする。

ただし、車いすの借り受けおよび返還のため運送に要する経費、並びに小破修理に要する経費は、原則として借受人が負担するものとする。

### (貸与手続)

第4条 車いすの貸与を受けようとする者（以下「申請者」という）は、品川区高齢者等車いす貸与申請書（第 1 号様式）により区長に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 区長は、申請を受理したときは、対象世帯の実情につき調査を行い、貸与の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により車いすの貸与を決定したときは、品川区高齢者等車いす貸与決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、車いすを貸与するものとする。

(貸与期間)

第6条 貸与期間は、原則として6か月とする。

ただし、対象者が区外に転出した場合や、貸与を必要としなくなった場合は、速やかに返還するものとする。

(使用上の注意義務)

第7条 車いすの貸与を受けた者およびその家族は、善良な管理者の注意をもって車いすを対象者の使用に供することに務め、これを他の目的に使用し、譲渡し、交換し、転借し、または担保に供してはならない。

(届出義務)

第8条 車いすの貸与を受けた者が住所を変更しようとするときは、住所変更届（第3号様式）により、車いすの使用を必要としなくなったときは、品川区高齢者等車いす返還届（第4号様式）により、それぞれ、区長に届出をしなければならない。

(貸与の取消)

第9条 区長は、車いすの貸与を受けた対象者等が次の各号の一に該当する場合は、その貸与を取り消すことができる。

- (1) 資格要件がなくなったとき。
- (2) 偽りの申請によって貸与をうけたとき。
- (3) 善良なる管理者の注意を怠ったとき。

(4) その他、区長が貸与することが適当でないと認めたとき。

2 前項により取消の決定をしたときは、品川区高齢者等車いす貸与解除通知書（第5号様式）により通知する。

(細目)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

(付則)

この要綱は、昭和50年5月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成7年4月28日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

# 品川区高齢者等 車いす貸与申請書

年 月 日

品川区長 へ

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

対象者との続柄 \_\_\_\_\_

下記により、車いすの貸与を申請します。

貸 与 対 象 者	氏名	明・大・昭 年 月 日生 歳		
	住所			
	電話	返還予定日	年 月 日	

<申請理由>

1. 通 院
2. リハビリ
3. 散歩等
4. その他

車いす番号 第 号
--------------

# 品川区高齢者等 車いす貸与決定通知書

年 月 日

様

品 川 区 長

車いすについて、下記のとおり貸与することを決定しましたので通知します。

貸 与 対 象 者	氏名		車いす番号	第 号
	貸与日	年 月 日	返還予定日	年 月 日

## 車いす使用中の注意事項

※ 次の場合は、ただちに返還願います。

- 貸与期間中に車いすを必要としなくなった場合
- 区外転居や施設入所、入院される場合
- 貸与期間（最大6か月）が過ぎた時

※ 車いすの管理

- 十分な注意をもって維持管理願います。
- 借り受けおよび返還に要する運送費は自己負担で願います。
- 貸出中の車いすの小破修理については、自己負担で願います。

ただし、車いすの全部または一部が壊れたときなど、大きな修理を要するときは、下記へご連絡ください。

<問い合わせ先>

福祉部高齢者福祉課 支援調整係

TEL 03-5742-6728

# 住 所 変 更 届

年 月 日

品 川 区 長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

下記のとおり住所が変わりましたので、お届けします。

## 記

車いす番号	第 号
貸与対象者氏名	
住 所	新住所 TEL ( ) 旧住所
住所変更年月日	年 月 日

## 品川区高齢者等 車いす返還届

年 月 日

品 川 区 長 あて

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

現在貸与を受け使用中の車いすを、下記のとおり返還致したくお届けします。

車いす番号	第 号
貸与対象者氏名	
貸与対象者住所	
返還年月日	年 月 日
返還理由	1. 期限満了のため 2. 回復した 3. 死亡 4. その他
故 障	有 ・ 無

# 品川区高齢者等 車いす貸与解除通知書

年 月 日

様

品川区長 印

現在貸与している車いすについて、下記の理由により貸与の解除をいたしましたので通知します。

記

理 由